

令和9年度夏休み（7月・8月）の入所申込について（ご案内）

1 申込期間等

入所開始月	申込期間	結果通知発送予定日
7月	令和9年5月6日（木）から 令和9年6月10日（木）まで	令和9年6月18日（金）
8月	令和9年6月1日（火）から 令和9年7月9日（金）まで	令和9年7月20日（火）

2 入所の区分

入所区分	利用者負担金	備考
通常入所	月額 10,000 円	通常入所とは、1か月あたりの利用料金が定額となっている一般的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数に制限はありません。 利用者負担金の支払方法は原則として口座振替となります。
一時入所	日額 800 円 ※月額上限 10,000 円	一時入所とは、1か月あたりの利用料金が利用日数に応じて変動する、局所的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数は14日が上限です。 クラブの管理に支障のない範囲での入所が認められています。 入所承諾期間は1か月間となるため、入所を希望する月ごとに申込みが必要です（各月の入所状況により、希望する月に入所できない場合があります。）。 利用者負担金の支払方法は納付書（窓口）払いとなります。

3 申込場所

次のとおり、入所を希望するクラブによって申込場所が異なりますので注意してください。

クラブ名	申込場所
南小学校放課後児童クラブ 殖蓮小学校放課後児童クラブ 宮郷第二小学校放課後児童クラブ	市役所子育て支援課（東館2階28番窓口） ☎0270-27-8805（直通）
三郷小学校放課後児童クラブ 赤堀児童館放課後児童クラブ 赤堀南児童館放課後児童クラブ 赤堀南小学校放課後児童クラブ 赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ さざんか児童館放課後児童クラブ きく児童館放課後児童クラブ あやめ児童館放課後児童クラブ	各放課後児童クラブ ※面接を行うため、各放課後児童クラブと事前に日程調整をしてください。

4 申込書類

- ① 放課後児童クラブ入所申込書
- ② 放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類（就労証明書等）
- ③ 問診票兼同意書

※市ホームページからダウンロードできます。また、放課後児童クラブ及び市役所子育て支援課（東館2階28番窓口）で配布しています。

※「①入所申込書」については、全ての方が提出してください。

※「②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類」及び「③問診票兼同意書」については、既に令和9年度の入所申込をしたことがあり、書類の内容に変更がない場合に限り省略が可能です。



▲市ホームページ

<②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類について>

原則として、放課後児童クラブを利用する児童の保護者（父母等）それぞれの証明が必要です。

きょうだい2人以上の申込みをする場合は、1人分を原本とし、残り分はコピーで提出可能です。

保護者の状況	必要書類等 ※ <u>二重線</u> の付いた書類の様式は市ホームページからダウンロード可
就労	● <u>就労証明書</u> ※勤務先が作成したもの
妊娠・出産	● 母子手帳のコピー又は妊婦一般健康診査受診票のコピー ※氏名及び出産（分娩）予定日が分かる箇所をコピー ※入所可能期間は、出産（分娩）予定日の8週間前の日が属する月から8週後の日が属する月まで
疾病・障害	● 保護者の<u>病状内容証明書</u>又は障害者手帳等のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
親族の介護・看護	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ● 親族（要介護者）の<u>病状内容証明書</u>、障害者手帳等のコピー又は介護保険被保険者証のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
就学	● 在学証明書、合格通知又は学生証等のコピー ● 授業の時間割表等のコピー
虐待・DV	● 公的機関の証明（DV証明書等）のコピー
災害	● 罹災証明書のコピー
求職中	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
不在	離婚協議中の場合に限り次の証明書類が必要 ● 調停調書、事件係属証明書又は公正証書 ※証明書類が用意できない場合、<u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
その他	育児休業期間中又は就労証明書作成中の場合 ● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> 生活保護受給中の場合 ● 生活保護受給証明書